

長寿医療制度 (後期高齢者医療制度)

新たな保険料の 軽減を行います

軽減を行います

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の保険料の軽減策が追加されることになりました。すでに保険料額決定通知書は、7月15日に発送していますが、同通知書には追加された軽減策が計算されていません。

この軽減策に該当する方には、変更通知書を発送する予定です。

「均等割額」の軽減策
これまで均等割額が7割軽減に該当していた方は、8割5分軽減に変更になります。今回の保険料額決定通知書の中で、「年間保険料額」が「1万1300円」となっている方が対象になります。

「所得割額」の軽減策
年金収入211万円までの方について、原則として所得割額を50%軽減します。また、東京都後期高齢者医療広域連合では、国の決定に先立ち、都独自に所得割額の軽減措置を行っています。国の軽減策が追加されたことによる変更点は下表をご覧ください。

詳しくは保険年金課高齢者医療係 ☎ 470・7846へ。

国民健康保険情報

年金からの天引き(特別徴収)に該当する方へ

国民健康保険税の納付方法が変更できます

以前広報紙でお知らせしましたように、世帯内の国民健康保険(国保)の被保険者全員が、世帯主も含めて全員65歳〜74歳である世帯の世帯主を対象に、10月から原則年金からの天引き(特別徴収)を実施することになりました。

対象となっている方で、次のいずれの要件も満たす場合は、申出書等の提出により、納付方法の変更(口座振替による普通徴収への変更)ができます。

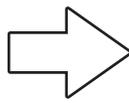
これまで、国保税を滞納することなく納めていただいている方、これからの国保税を、口座振替で納めていただ

(変更後)追加された所得割額の軽減割合

旧ただし書き所得 (総所得金額 - 33万円)	所得割の 軽減割合
15万円 (年金のみの収入の場合168万円)まで	全額
20万円 (年金のみの収入の場合173万円)まで	75%
58万円 (年金のみの収入の場合211万円)まで	50%

(変更前)東京都独自の所得割額の軽減割合

旧ただし書き所得 (総所得金額 - 33万円)	所得割の 軽減割合
15万円 (年金のみの収入の場合168万円)まで	全額
20万円 (年金のみの収入の場合173万円)まで	75%
40万円 (年金のみの収入の場合193万円)まで	50%
55万円 (年金のみの収入の場合208万円)まで	25%



国民年金保険料の 収納業務は民間委託 をしています

社会保険庁では、市場化テスト事業の一環として、国民年金保険料の収納業務を民間委託しています。市内で、国民年金保険料が未納となっている方に対する電話や文書による納付督促、また戸別訪問による納付督促および保険料の収納業務は、委託事業者である株式会社もしもしホットラインが行っています。

民間委託に当たって委託事業者には、納付督促に必要となる国民年金保険料の未納情報を提供しています。が、個人情報の保護に関する法律や独自の取扱い規程本事業に関する委託契約書等で、目的外使用や閲覧、漏えい、複写等を禁じるなど、厳格な安全管理措置を講じています。

もしもしホットラインの担当者が保険料をお預かりして収納する場合には、すでに社会保険庁発行の保険料の納付書をお持ちの場合に限られていますが、納付書をお持ちでない方から、現金をお預かりして、領収書を発行することはありませんのでご注意ください。実施期間は22年9月30日までです。



要となる国民年金保険料の未納情報を提供しています。が、個人情報の保護に関する法律や独自の取扱い規程本事業に関する委託契約書等で、目的外使用や閲覧、漏えい、複写等を禁じるなど、厳格な安全管理措置を講じています。

もしもしホットラインの担当者が保険料をお預かりして収納する場合には、すでに社会保険庁発行の保険料の納付書をお持ちの場合に限られていますが、納付書をお持ちでない方から、現金をお預かりして、領収書を発行することはありませんのでご注意ください。実施期間は22年9月30日までです。

支払方法によって お得になります

国民年金保険料には、次の3つのお得な支払方法があります。

国民年金保険料には、次の3つのお得な支払方法があります。また、任意の月分(既に経過した月を除く)から年度末までの保険料のまとめ払いもできます(まとめ払いの月数により割引額が変わります)。

口座振替での前納を利用
1年度分・半年分の保険料のまとめ払いができます。1年度分の前納では3620円の割り引き、半年分の前納では980円の割り引きとなります。口座振替での前納を希望する場合は、「国民年金口座振替納付(変更)申出書」を、預金口座のある金融機関または最寄りの社会保険事務所に提出してください。なお、後期半年分(20年10月分〜21年3月分)の前納を希望する場合は、8月中の手続きが必要です(9月中の申し出の場合は、申し出の時に詳しくは同事務所へ)。

期により口座振替が間に合わないこともあります。現金払いでの前納を利用
1年度分の前納では3070円の割り引きとなります。また、任意の月分(既に経過した月を除く)から年度末までの保険料のまとめ払いもできます(まとめ払いの月数により割引額が変わります)。

現金払いでの前納を利用
1年度分の前納では3070円の割り引きとなります。また、任意の月分(既に経過した月を除く)から年度末までの保険料のまとめ払いもできます(まとめ払いの月数により割引額が変わります)。

現金払いでの前納を利用
1年度分の前納では3070円の割り引きとなります。また、任意の月分(既に経過した月を除く)から年度末までの保険料のまとめ払いもできます(まとめ払いの月数により割引額が変わります)。

現金払いでの前納を利用
1年度分の前納では3070円の割り引きとなります。また、任意の月分(既に経過した月を除く)から年度末までの保険料のまとめ払いもできます(まとめ払いの月数により割引額が変わります)。

中学校卒業程度 認定試験を実施します

【試験日および合格発表】
試験日：11月4日(火) 合格発表：12月12日(予定)

【試験科目】
国語・社会・数学・理科・外国語(英語)

【試験会場】
東京都教職員研修センター(文京区本郷1-3-3)

【試験受け付け期間】
8月22日(金)〜9月9日(火) 0:6752へ。

詳しくは同課 ☎ 03・532

都営住宅

入居者を募集します

都営住宅の入居者を次の通り募集します。申込資格等詳細は募集案内をご覧ください。

【募集種別】
家族向(ポイソント方式) 単身者向・単身者用車いす使用者向・シルバー

【募集案内の配布期間】
土曜・日曜を除く、8月4日(月)〜13日(水)

【申し込み締切日】
8月18日(月)までに(必着) 郵送で



70歳未満の被保険者の方が入院した場合、あらかじめ「限度額適用認定証」を提出していただくことで、医療費の負担が軽減されます。

国民健康保険限度額適用認定証と 標準負担額減額認定証を 更新します

70歳〜74歳の被保険者で市民税非課税世帯の方で、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付が受けられます。

この「認定証」を、保険医療機関等に提示することにより、入院時に支払う自己負担限度額と食事代等が軽減されます。

する手続きを行います。ただし、申し出の時期により、最も近い年金からの中止が間に合わない場合があります。その場合は、次の年金天引きから中止しますので、ご了承ください。

申し出方法等、詳しくは保険年金課国民健康保険係 ☎ 470・7733へ。

定書」の交付を受け提示することにより、医療費の負担が自己負担限度額の範囲内に軽減されます。

の「認定証」は、収入状況によって変更が生じることから、毎年8月1日を基準に更新が必要となります。

長期入院の場合
過去12ヶ月の入院日数が90日を超える非課税世帯の方は、さらに食事代等が軽減される場合があります。

【手続きの方法】
被保険者証該当する方の認め印を持参し、保険年金課国民健康保険係(市役所1階)へ申請してください。

申請月の初日から認定を受けることができます。19年度の認定証は7月31日有効期限が切れていますので、継続して入院中の方は8月末日までに必ず手続きをしてください。

詳しくは同係 ☎ 470・7732へ。

【募集案内の配布場所】
市計画課(市役所5階) 上の原・滝山・ひばりが丘の各連絡所(のみ)、都庁、都内市区役所、町村役場、同公社募集センター、同公社の各窓口センター

すべての申込書は、同公社ホームページから入手できます(期間中のみ)。は、東京都中小企業振興公社、各区域中小企業振興センターでも配布しています。

【試験日および合格発表】
試験日：11月4日(火) 合格発表：12月12日(予定)

【試験科目】
国語・社会・数学・理科・外国語(英語)

【試験会場】
東京都教職員研修センター(文京区本郷1-3-3)

【試験受け付け期間】
8月22日(金)〜9月9日(火) 0:6752へ。

詳しくは同課 ☎ 03・532

わたしの 見てある記



市長 野崎重弥

3回にわたってわたしが市の税収構造と現状課題についてのお話も、今号で終わりにしたいと思います。

個人市民税に強く依拠した財政運営に限界と陰りが見えていることはお話ししましたが、まちのにぎわいや税収アップ・雇用の創出や防災拠点として大きなメリットがある」との判断の下に、南沢五丁目私企業が所有する5万5000平方メートルの大規模遊休地に、大型ショッピングセンターを誘導する計画を進めています。既に都市計画審議会での十分なご審議を経て、都市計画マスタープランの一部改定を議決頂き、事業者側は東京都環境影響評価条例に基づき環境アセスメントの手続きに入っています。

この計画は今後の市政運営、とりわけ財政構造の改革に大きな役割を果たします。当然地元商店に影響もあると考えます。消費者の厳しい選択に応える自助努力や経営努力は必要です。しかし地元商店の皆様は、これまで物売ってきただけでなく大きな信用を築いてきています。それを基礎に、より一層活発な商業活動をしていただくための補助制度も創設しています。今後とも地域に欠くことができない商店街の支援も行いながら、市の活性化を推進したいと思います。